

# 幼稚園教員としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方 (幼稚園教諭2種免許状)

## 免許状の種類

- 幼稚園教諭2種免許状

## 根拠規定

- 免許法別表第3備考第7号

## 取得方法

- 幼稚園助教諭免許状を有する方が、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く）としての在職年数と必要な単位を修得し、幼稚園教諭2種免許状を取得する方法は、〈表5〉のとおりです。

<表5>

取得しようとする免許状		幼稚園教諭2種免許状								
所 要 格	有することが必要な免許状		幼稚園助教諭免許状							
	在職年数		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)+(ウ)		45単位	40単位	35単位	30単位	25単位	20単位	15単位	10単位
選択科目(注)の3参照		最低修得単位数(ア)	10単位	9単位	8単位	7単位	5単位	2単位	—	—
欄	科目	含めることが必要な事項								
第 2 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照
		最低修得単位数(イ)	5単位	4単位	3単位	3単位	2単位	2単位	1単位	1単位
第 3 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	10単位以上	8単位以上	6単位以上	4単位以上	4単位以上	左の事項から 選択	左の事項から 選択	左の事項から 選択
	教育の基礎的 理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上			
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3事項について各2単位以上 (注)の5参照	3事項について各2単位以上 (注)の5参照	3事項について各2単位以上 (注)の5参照	3事項について各1単位以上 (注)の5参照	3事項について各1単位以上 (注)の5参照			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)								
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2単位以上	2単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上					
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2単位以上	2単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上			
		幼児理解の理論及び方法	2単位以上	2単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2単位以上	2単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上			
	最低修得単位数(ウ)	30単位	27単位	24単位	20単位	18単位	16単位	14単位	9単位	

(注)

- 1 在職年数は、幼稚園助教諭免許状を取得した後の幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員での実務に限ります。
- 2 修得単位は、幼稚園助教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
- 3 「選択科目」は、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
- 4 「領域に関する専門的事項」の単位の修得にあっては、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に関する専門的事項を含む科目のうち、1以上の科目について修得してください。
- 5 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
- 6 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位の修得にあっては必須ではありませんが、修得することが望ましい。なお、修得した場合は第3欄の単位として含めることができます。
- 7 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数までは、小学校教諭免許状の取得のための「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「特別活動の指導法」の科目の単位を「保育内容の指導法（情報機器及び教材活用を含む。）」にあてることができます。